

広報・広聴

広報

広報紙

問 串木野庁舎 企画政策課 ☎33-5624

本市の広報紙「広報いちき串木野」は、市役所からの様々な行政情報をお知らせするほか、市内であった出来事やイベント、風物詩などを紹介しています。発行日は、毎月20日(土日、祝日の場合は、翌平日)で、地区まちづくり協議会を通じて各世帯へ配布するほか、串木野と市来の両庁舎をはじめとする主要公共施設にも置いています。

また、毎月5日(土日、祝日の場合は、翌平日)は、行政情報等を掲載した「おしらせ版」を発行しています。

ホームページ

問 串木野庁舎 総務課 ☎33-5633

本市のホームページは、市政に関する様々な情報をいつでも閲覧することができます。くらしの情報や統計情報、議会の情報をはじめ、イベントや特産物などの観光情報や防災行政無線の放送内容などの最新情報が随時更新されます。

ホームページは右の二次元コードから



市公式LINE

問 串木野庁舎 企画政策課 ☎33-5624

いちき串木野市公式LINEでは、イベントや行政情報など皆さまの暮らしに役立つ情報や緊急時の防災情報などを配信しています。

LINEで配信したイベントへの申込みや道路の損傷等を市に通報できる機能、ごみ収集日のお知らせなど便利な機能を搭載しています。

ぜひ、右の二次元コードから友だち登録をお願いします。



広聴

世論箱

問 串木野庁舎 企画政策課 ☎33-5624

市民の皆様から行政に関する幅広いご意見をいただくために「世論箱」を両庁舎はじめ、各地区の交流センターなどの公共施設に設置しています。

市長へのご意見箱

問 串木野庁舎 企画政策課 ☎33-5624

「市長へのご意見箱」として、市のホームページ(右下の二次元コード)からも市政に対するご意見をいただいています。いただいた意見は市長が目を通し、担当課にて検討していきます。



問 串木野庁舎 総務課 ☎33-5626

ホームページからの問合せ

本市のホームページからも必要な項目を入力するだけで、手軽に市役所に意見や問合せの電子メールを送ることができます。市民の皆様のご意見をお寄せください。

移住・定住ポータルサイト「いちきくしきの い〜くらしナビ」

問 串木野庁舎 企画政策課 ☎33-5624

移住希望者向けの暮らしや子育ての情報に加え、まちで頑張る方々のインタビュー記事を紹介しています。また、本市の支援・補助制度を掲載し、子育て世代や移住希望者に役立つ情報を発信しています。

情報公開と個人情報の保護

問 串木野庁舎 総務課 ☎33-5626

情報公開制度

市の保有情報を公開することにより、市政への市民参加の推進と市政に対する市民の信頼を深め、より開かれた市政を推進するための制度です。どなたでも市が保有している情報の閲覧及びその写しの交付を請求できます。

なお、文書等の写しの交付を受ける場合は交付に要する費用をご負担いただきます。

個人情報保護制度

市の保有個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、自己に関する情報の開示を請求したり、誤っている場合などに訂正などを請求したりできる制度です。

なお、文書等の写しの交付を受ける場合は交付に要する費用をご負担いただきます。

- 開示請求…市が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求すること。
- 訂正請求…自己を本人とする開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと当該個人情報の訂正を請求すること。
- 利用停止請求…自己を本人とする開示を受けた保有個人情報、利用目的以外の目的のために利用または提供されているときなどに、当該個人情報の利用を停止・消去または提供の停止を請求すること。

議会

問 申木野庁舎 議会事務局 ☎33-5648

市議会の概要

市議会は、条例の制定・改廃のほか、予算等の行政運営の基本的事項について審議し、決定する「議決機関」です。

市議会は、3月、6月、9月、12月に開かれる年4回の「定例会」のほか、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

議会の会議には、議員全員で構成する「本会議」と議員の一部で構成する「委員会」があります。本会議は、議案の議決など最終的な議会の意思決定を行う会議であるとともに、議員の市政に関する一般質問等が行われます。委員会は、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置するもので、一定の分野ごとに専門的な審査を行うための「常任委員会」と、特定の事項を審査・調査するため必要に応じて議会の議決で設置する「特別委員会」があります。また、議会運営に関する事項等については「議会運営委員会」で審査されます。

市議会議員の選出

市議会議員は、選挙によって市民の中から選ばれます。本市の定数は16人で、任期は4年です。

令和7年秋に予定されている市議会議員選挙から定数は14人になります。

請願・陳情

市民の皆様が市政について要望や意見があるときは、議会に請願や陳情を提出することができます。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情と呼んでいます。

提出された請願は、一定の手続きを経て所管の常任委員会において審査されます。陳情は、一定の条件を満たすものに限り、請願の例により審査されます。

本会議で採択された請願・陳情は、市政に反映されるよう執行機関に伝えられます。

本会議の傍聴

議会を傍聴し、審議の状況を直接見聞することは、市民の皆様が「市政の現状と議会活動を知る」ための最もよい機会となります。

議場は、申木野庁舎の3階にあり、50席の傍聴席を設けてあります。傍聴席入口の「傍聴人受付簿」に氏名等を記入して、傍聴することができます。

また、市のホームページや申木野庁舎・市来庁舎の1階に設置してあるモニターテレビでも視聴できます。

選挙

問 市来庁舎 選挙管理委員会事務局 ☎21-5125

選挙の種類

本市の選挙には、市の選挙として市長選挙、市議会議員選挙があり、また、県や国の選挙として県知事選挙、県議会議員選挙、参議院議員通常選挙、衆議院議員総選挙があります。

投票

投票する際の投票所や期日前投票所の場所については、広報紙・投票所入場券で確認してください。

投票時間は、投票日の投票が午前7時から午後6時まで、期日前投票が午前8時30分から午後8時までです。

開票

開票所については、「いちきアクアホール」となります。